

公益社団法人自動車技術会 教育会議組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、教育会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育会議組織)

第2条 教育会議組織は、本会の目的を達成するため、学童、学生及び社会人への社会教育活動並びに技術者育成事業を行うため、各種催事及び制度の企画・推進・調整を行う。

第3条 教育会議組織は教育会議と、その下部機構として次の委員会を置く。また、必要に応じ各委員会のもとに小委員会を置くことができる。

- (1) 学生活動企画委員会
- (2) 技術者育成委員会
- (3) エシカル・エンジニア開発委員会
- (4) エンジニアレベル認定審査会
- (5) キッズエンジニア実行委員会
- (6) 学生安全技術デザインコンペティション推進委員会
- (7) 自動運転AI チャレンジ実行委員会

2 前条の目的達成のため前項の各委員会又は小委員会以外のものが設けられる場合は、この教育会議のもとに設けるものとする。

第4条 教育会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 学童、学生及び社会人への社会教育活動
- (2) 技術者育成事業
- (3) 技術者のレベル認定事業
- (4) 優れた学生並びに技術教育に貢献した者及び団体の表彰
- (5) その他研究機関、学会、団体等との学生間の交流及び協力

(教育会議)

第5条 教育会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教育会議組織の事業の方針
- (2) 事業計画及び予算案の策定
- (3) 委員会等の活動の推進、委員会等との調整及び緊急事項の処理
- (4) 自動車技術会以外の組織との連絡調整
- (5) 教育会議組織処理基準の制定及び改正
- (6) その他教育会議組織の目的達成のために必要な事項

第6条 教育会議の委員は、正会員の中から、総務担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 教育会議議長は総務担当理事がこれにあたる。

3 議長及び委員の任期は、本会役員の変更の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、他の総務担当理事がその職務を代行する。

第7条 教育会議は、議長が招集する。教育会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、教育会議を代表し、議事を統括し、決定事項は理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

(学生活動企画委員会)

第8条 学生活動企画委員会は、学自研と連携をとり、学生活動に関する各種事業の企画実施及び調整を行うため、次の事項を審議する。

- (1) 学生を対象とした教育、人材育成に関するイベント及び事業の企画及び運営
- (2) 学生を対象とした国際交流に関連する事業の企画及び実施
- (3) 学生向けくるま情報誌「Motor Ring」の発行
- (4) 本部と支部の学生に関する事業の調整に関わる事項
- (5) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第9条 学生活動企画委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第10条 学生活動企画委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、学生活動企画委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(技術者育成委員会)

第11条 技術者育成委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 技術者の継続能力開発に関する事業の企画及び実施
- (2) 技術者向け講習会の企画及び実施
- (3) 技術者の継続能力開発に関する関係諸団体との連携
- (4) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第12条 技術者育成委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第13条 技術者育成委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、技術者育成委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(エシカル・エンジニア開発委員会)

第14条 エシカル・エンジニア開発委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 技術者のエシックス及び能力開発に関する事業の企画及び実施
- (2) 技術者向け講習会の企画及び実施
- (3) 技術者のエシックス、能力開発、達成度(認定)に関する関係諸団体との連携
- (4) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第 15 条 エシカル・エンジニア開発委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。

3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第 16 条 エシカル・エンジニア開発委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、エシカル・エンジニア開発委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(エンジニアレベル認定審査会)

第 17 条 エンジニアレベル認定審査会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、公益社団法人自動車技術会自動車エンジニアレベル認定規則によるものとする。

(キッズエンジニア実行委員会)

第 18 条 キッズエンジニア実行委員会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、公益社団法人自動車技術会キッズエンジニア運営規則によるものとする。

(学生安全技術デザインコンペティション推進委員会)

第 19 条 学生安全技術デザインコンペティション推進委員会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、公益社団法人自動車技術会学生安全技術デザインコンペティション運営規則によるものとする。

(自動運転 AI チャレンジ実行委員会)

第 20 条 自動運転 AI チャレンジ実行委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自動運転 AI チャレンジの企画および実施
- (2) 技術者向け講習会の企画及び実施
- (3) 自動運転技術や AI 技術に関する関係諸団体との連携
- (4) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第 21 条 自動運転 AI チャレンジ実行委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。

3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第 23 条 自動運転 AI チャレンジ実行委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、自動運転 AI チャレンジ実行委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(処理基準)

第 24 条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、教育会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第 24 条 この規則の改廃は、教育会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、2009年5月1日から施行する。ただし、第1条の定款施行規程の適用条項の変更は、定款施行規程の改正が評議員会で承認された日から施行する。
- 2 社団法人自動車技術会学生生活動企画会議組織規則（1988年1月1日施行）は廃止する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）
- 4 第3条 第1項 7号の追加、第17条、第18条、第19条の追加は、2021年7月16日から施行する。（2021年7月16日第6回理事会議決）
- 5 第3条 第1項 2号の削除、7号の追加、第11条、第12条、第13条の削除と以下条文の繰り上げおよび第20条、第21条、第22条の追加は、2022年1月28日から施行する。（2022年1月28日第8回理事会議決）